

第23回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

次 第

日 時 令和2年6月5日（金）16：30～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) その他

3 閉 会

(配布資料)

【資料1】福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

【資料2】新型コロナウイルス感染症対策について

【資料3】福島県における新型コロナ対応医療提供体制（福島モデル）

第23回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

	所属名	職 名	氏 名	備 考
1		知 事	内堀 雅雄	
2		副 知 事	鈴木 正晃	
3		副 知 事	井出 孝利	
4	総務部	部 長	佐藤 宏隆	
5	危機管理部	部 長	大島 幸一	
6	企画調整部	部 長	橋 清司	
7	避難地域復興局	局 長	安齋 浩記	
8	文化スポーツ局	局 長	野地 誠	
9	生活環境部	部 長	渡辺 仁	
10	保健福祉部	部 長	戸田 光昭	
11	こども未来局	局 長	佐々木 秀三	
12	商工労働部	部 長	宮村 安治	
13	観光交流局	局 長	國分 守	
14	農林水産部	部 長	松崎 浩司	
15	土木部	部 長	猪股 慶藏	
16	出納局	局 長	阿部 雅人	
17	原子力損害対策担当	理 事	高荒 由幾	
18	企業局	局 長	安達 和久	
19	病院局	局 長	伊藤 直樹	
20	教育委員会	教 育 長	鈴木 淳一	
21	警察本部	本 部 長	林 学	
○	福島県感染症対策 アドバイザー	県立医科大学教授	金光 敬二	

【事務局】

	所属名	職 名	氏 名	備 考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦 爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島 博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	境野 浩義	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼) 医療対策班長	金成 由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	熊谷 光彦	

第23回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓		鈴木副知事 (副本部長)	知事 (本部長)	井出副知事 (副本部長)				
出 納 局 長	○	○	○	○				土 木 部 長
病 院 局 長	○	○	○	○	アドバイザー (福島県立 医科大学)			企 業 局 長
文化スポーツ 局	○	○	○	○		教 育 長		避 復 難 興 地 域 長
観 光 交 流 局 長	○	○	○	○		危 機 管 理 部 長		こども未来局長
		○	○	○		生 活 環 境 部 長		
		○	○	○		商 工 労 動 部 長		原 子 力 損 害 対 策 担 当 理 事

報道機関スペース

入 口

9面マルチディスプレイ

入 口

システム機器類
(TV会議装置等)

資料 1

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和2年6月5日12時現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数 81人

(性別)

男性 52人

女性 29人

(年代別)

10歳未満 2人

10代 4人

20代 9人

30代 12人

40代 9人

50代 24人

60代 12人

70代 6人

80代 2人

90代 1人

○入退院の状況

入院者数 5人

宿泊療養施設入所者数 0人

退院・退所者数 76人

【病床等の確保状況】

確保病床数 229床

(病床利用率 2.2%)

宿泊療養確保室数 300室

【検査の状況】

1/26~6/4累計 4,765件

※退院のための検査、チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等を除く

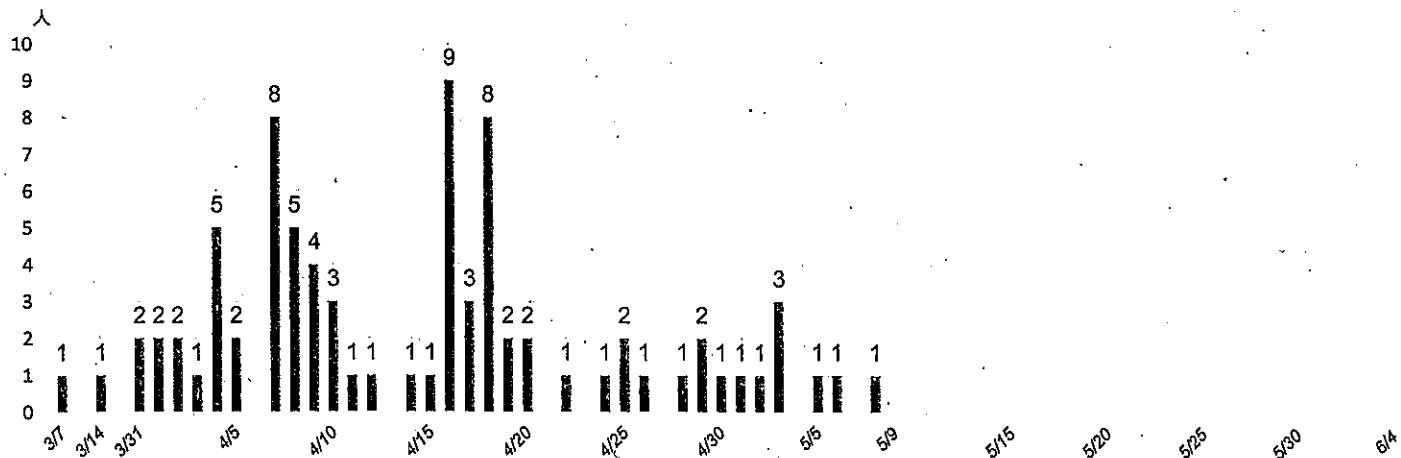
(参考)

国内の陽性者数 16,658人

※令和2年6月4日0時時点（厚生労働省情報）

※空港検疫、チャーター便帰国者、クルーズ船乗員・乗客を除く

【陽性者数の推移】



【相談対応の状況】(6月4日現在)

○新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）相談件数

(参考) 保健所の対応件数

1/29～2/29	568
3/1～3/31	814
4/1～4/30	5,057
5/1～5/31	1,909
6/1～6/4	115
計	8,463

(単位：件)

1/29～2/29	1,749
3/1～3/31	2,953
4/1～4/30	11,959
5/1～5/31	2,968
6/1～6/4	278
計	19,907

(単位：件)

○帰国者・接触者相談センター（県内9か所）相談件数

1/29～2/29	343
3/1～3/31	1,712
4/1～4/30	10,987
5/1～5/31	6,949
6/1～6/4	929
計	20,920

(単位：件)

新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年6月5日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 国・県における対応状況

国の対応状況		県の対応状況	
1月28日	新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定することを閣議決定。2月1日に関係政令施行	1月29日	第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
1月30日	内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部設置。		
2月13日	第8回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策を決定。	2月21日	第2回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
2月25日	第13回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。		
2月26日	全国規模のイベントについて、今後2週間、中止、延期、規模縮小等の対応を要請。	2月27日	第3回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」を決定。「集団発生の防止」「重症者対策」「流行期に備えた体制整備」について、必要な体制強化を図る。 ・県主催のイベント等に関して「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」を決定（適用期間：2/28～3/15）。
2月28日	全国すべての学校等に対し3月2日から春休みまでの臨時休業を要請。	3月7日	第4回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・県内患者一例目の発生を受けて、知事メッセージ発出
3月10日	第19回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策（第2弾）を決定。併せて全国の大規模なイベント自粛を10日間程度継続するよう要請。		
3月13日	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法成立。新型コロナウイルス感染症に同法の規定を適用。	3月13日	第5回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・国の緊急対応策（第2弾）を踏まえた県の対応について説明。 ・「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」の適用期間を3月末まで延長。
		3月15日	二例目の発生を受け、県中地域本部会議開催。

国の対応状況		県の対応状況	
3月19日	第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、クラスターの大規模化や患者の急激な増加に備える必要があると分析し、学校を始めとした活動については、地域ごと感染状況別の対応を検討するよう提言。		
3月20日	第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において、クラスター対策の抜本的な強化及び重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備に取り組むとともに、国民への3つの条件が重なる場を避ける行動や大規模イベントについての主催者への慎重に対応、開催の判断の際の感染リスクへの対応を要請。		
3月23日	第22回新型コロナウイルス感染症対策本部において、日本人を含む米国からの入国者に対し、指定する場所での14日間の待機及び公共交通機関の使用自粛の要請を当面4月末日まで実施することなどを報告。	3月24日	第6回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・国の専門家会議の状況分析・提言を受けて、公立学校の4月1日からの活動再開や県主催イベントの今後の対応方針を決定。
3月26日	特措法第15条に定める政府対策本部が設置される。 第23回新型コロナウイルス感染症対策本部開催。	3月26日	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県対策本部を設置
3月27日	全国知事会は、各都道府県に対し、就職や進学等で東京都を始め感染が拡大している地域へ転出される方への注意喚起を依頼。	3月27日	第7回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・知事メッセージを発出し、東京都の感染防止対策に協力するため、東京方面への週末(3/28~29)の不要・不急の往来を控えるよう要請。
3月28日	第24回新型コロナウイルス感染症対策本部において、特措法に基づく「基本的対処方針」を策定。緊急経済対策の取りまとめを指示。	3月30日	第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会 ・県新型コロナウイルス感染症対策基本方針について協議。
		3月31日	第8回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・県新型コロナウイルス感染症対策基本方針を決定
4月1日	第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、感染状況を踏まえた地域区分における対応策や市民に求める取組の徹底等を提言。 第25回新型コロナウイルス感染症対策本部において、水際対策強化に係る新たな措置などを報告。		
4月2日	厚生労働省が、重傷者を優先する医療体制へシフトし、軽症者は宿泊・自宅療養等とする等の文書を発出。	4月2日	福島県新型コロナウイルス感染症対策地域本部を設置。(県北3/31、県中3/14、県南4/2、会津4/2、南会津4/2、相双4/1、いわき4/2)

国の対応状況		県の対応状況	
		4月3日	第9回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・知事メッセージを発出し、当面の間、東京方面への不要・不急の往来を控えるよう、また陽性となった方などに対する偏見や差別的言動を行わないように要請。
		4月5日	第10回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・知事メッセージを発出し、感染症予防策等の徹底について要請。県主催イベント等の今後の対応について決定。
4月7日	緊急事態宣言が、5月6日までの1ヶ月間、7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、大阪府、福岡県）に発令。「基本的対処方針」、「緊急経済対策」を閣議決定。	4月7日	第11回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・緊急事態宣言について情報共有。 ・知事メッセージを発出し、緊急事態宣言の対象地域への不要・不急の往来を控えること等について要請。
		4月10日	第12回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・4/7に発表された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、国の補正予算が閣議決定されたことについて情報共有。 ・知事メッセージを発出し、就職や転勤などのやむを得ない事情で緊急事態宣言の対象地域から転入された方について、2週間は不要・不急の外出は控えること等について要請。
4月11日	政府が、緊急事態宣言が出された7都府県以外の道府県についても、繁華街の接客を伴う飲食店への外出自粛について、強く促す旨を基本的対処方針に新たに追加。	4月11日	第13回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・知事メッセージを発出し、繁華街における接客を伴う飲食店等への外出を控えることについて要請。
4月16日	政府が、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大。「基本的対処方針」の変更を新型コロナウイルス対策本部で決定。	4月17日	・4/7及び4/11に変更された国の基本的対処方針に沿って県の基本方針を改正。 ・4/16に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、知事から、以下3点の方針を発表。 ①不要不急の外出及び都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛を要請 ②小中高校、特別支援学校及び幼稚園の休業を要請 ③県有施設の利用休止の方針を発表 ・②の要請を受け、教育長から、県立学校を4/21～5/6の期間、休校とし、市町村立学校・幼稚園にも同様の対応を要請する方針を発表。 また、総務部長から私立学校・幼稚園にも同様の対応を要請する方針を発表。

国の対応状況		県の対応状況	
		4月20日	第15回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・4/17に変更された国的基本的対処方針に沿って県の基本方針を改正。 ・緊急事態措置に基づく施設の使用制限の協力及びイベントの開催自粛の協力を追加で要請。
4月22日	政府の専門家会議が、人と人との接触機会を8割削減する目標を達成するため、不要不急の外出の自粛や職場での取組等の一層の徹底等を提言。	4月24日	第16回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・知事メッセージを発出し、大型連休を控え、改めて、基本的な感染症対策の徹底、不要不急の外出や都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛、患者や医療従事者への差別や偏見をしないこと、事業所内での健康管理の徹底、在宅勤務やテレワークの推進、施設の使用制限、イベントの自粛等について要請。
		4月28日	第17回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・第3回医療調整本部会議の結果について共有。 ・教育長から、県立学校の臨時休業延長の方針を発表。 ・陸上自衛隊から、災害派遣要請に対する活動終了を報告。
4月30日	令和2年度補正予算案が成立		
		5月1日	第18回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・知事メッセージを発出し、大型連休を迎え、特に、①不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動と不要不急の外出の自粛、②多くの方が集まる施設の5月6日までの休業、③事業を継続する店舗や使用制限の対象ではない公園などにおいて、適切な感染防止対策をとることを要請。
5月4日	政府が、緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定。「基本的対処方針」の変更を新型コロナウイルス対策本部で決定。	5月5日	第19回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・知事から、緊急事態措置を5月31日まで延長することを発表。 そのうえで、①繁華街の接待を伴う飲食店等への外出と都道府県をまたぐ不要不急の外出の自粛と、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を要請。
5月14日	政府が、本県を含む39県で、緊急事態宣言を解除することを決定。「基本的対処方針」の変更を新型コロナウイルス対策本部で決定。	5月15日	第20回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 ・5月14日に政府が本県を含む39県で緊急事態宣言を解除したことを受け、知事から、15日をもって福島県緊急事態措置を解除する（学校は5月24日をもって休業要請を解除）ことを発表。 そのうえで、福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、①「新しい生活様式」の定着に向けた協力要請、②施設に対する協力要請、③イベント等の開催自粛の協力要請、の3点を要請。
5月21日	政府が、京都府・大阪府・兵庫県で緊急事態宣言を解除することを決定。「基本的対処方針」の変更を新型コロナウイルス対策本部で決定。	5月22日	第21回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 ・福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針の改正

国の対応状況		県の対応状況	
5月25日	政府が、北海道・埼玉県・東京都・千葉県・神奈川県で緊急事態宣言を解除することを決定し、全都道府県の緊急事態宣言が解除。「基本的対処方針」の変更を新型コロナウイルス対策本部で決定。		
5月27日	政府が令和2年度第2次補正予算案を閣議決定	5月27日	第22回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 ・福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の改定 6月1日から6月18日までの方針を発表

2 市町村における対応状況

3月27日	県内53市町村で対策本部を設置済。 未設置の市町村においても既存の会議で対応。（住民への情報発信、マスク不足や学校休業に伴う対応などに取り組んでいる）
4月8日	緊急事態宣言の発令により、特措法第34条第1項に基づき、全市町村が対策本部を設置。

3 基本方針に基づく対応状況

(1) 情報提供・共有

1	・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	総務部
2	・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	総務部
3	・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	総務部
4	・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	総務部
5	・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6 3/4	・県内の事業者から聞き取り調査により生活必需品の需給状況を把握し、ホームページに必要な情報を掲載	生活環境部
7 4/6	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブックを作成し、各市町村へ送付	対策本部
8 4/22～	・都道府県をまたぐ移動の自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に「不要不急の外出は自粛ください」を表示。また、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる医療関係物資や食料品等の物流を支える長距離ドライバー等へ「物流を支える皆様ありがとう」の感謝のメッセージを交互に表示 ・道路情報板表示内容・期間 「不要不急の外出は自粛下さい」 (4/22～5/17) 「県をまたぐ往来は控えましょう」 (5/18～5/31) 「物流を支える皆様ありがとうございます」 (4/22～5/31) 「外出時は感染防止策の徹底を」 (6/1～6/18)	土木部
9 4/23	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第2版)を作成し、各市町村へ送付	対策本部
10 4/24～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に、立ち入り自粛を求める看板を設置	土木部
11 4/26	・地元紙全面広告掲載(大型連休期間中の感染拡大防止に向けた広報)	総務部
12 4/28～	・大型連休期間中の感染拡大防止に向け、注意喚起を図るためのポスター・チラシを作成し、県内JR主要駅、高速道路SA・PA等に掲出	総務部
13 4/28～	・県境を跨ぐ県管理道路25箇所に移動自粛を呼びかける看板を設置	土木部
14 4/30	・県内駅、サービスエリア、道の駅において、職員による外出自粛等を呼びかけ	総務部
15 5/1～ 5/3	・公用車により観光地等での外出自粛等を呼びかけ	総務部
16 5/8	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第3版)を作成し、各市町村へ送付	対策本部
17 5/16	・地元紙全面広告掲載(「新しい生活様式」に関する広報)	総務部
18 5/20	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第4版)を作成し、各市町村へ送付	対策本部
19 6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部

(2) サーベイランス・情報収集

20	感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

①全般的な取組			
21	2/27	・県主催のイベント等に係る開催基準策定	危機管理部
22	3/13	・3月15日までとしていた県主催のイベント等に係る開催基準の適用期間を3月末まで延長	危機管理部
23	3/23	・国専門家会議の見解等を踏まえ、県主催イベント等の開催基準を改定(適用期間は当面の間)するとともに、市町村や民間に対しても参考として送付	対策本部、危機管理部
24	4/3	・東京方面への不要不急の往来を控えること等を要請	対策本部、危機管理部
25	4/5	・県主催イベント等の今後の対応(屋内での50人以上の集会イベント等は、原則、規模の縮小、延期または中止とすること等)について決定	対策本部、危機管理部
26	4/7	・緊急事態宣言の対象となった地域への不要不急の往来や移動を控えるよう要請	対策本部、危機管理部
27	4/17	・福島県緊急事態措置に基づく外出自粛要請	対策本部、危機管理部
28	4/17	・福島県緊急事態措置に基づく学校等の臨時休業の協力要請	対策本部、危機管理部
29	4/20	・福島県緊急事態措置に基づく施設の使用制限の協力要請及びイベントの開催自粛の協力要請	対策本部、危機管理部
30	4/20	・福島県緊急事態措置コールセンターの設置	対策本部、危機管理部
31	4/23	・県有施設の休館・利用制限一覧表の公表	対策本部、危機管理部
32	4/23	・福島県緊急事態措置に基づく休業要請の対象となる施設一覧表の公表	対策本部、危機管理部
33	4/27	・緊急事態措置に基づく休業要請等に応じて休業等を実施した施設の事業者へ協力金を支給することとし、その対象や要件を発表	商工労働部
34	4/28	・福島県緊急事態措置に基づく休業要請に係るQ&Aの公表	対策本部、危機管理部
35	5/5	・福島県緊急事態措置を一部修正し、外出自粛、施設の使用制限、学校の休業、イベントの開催自粛について、5月7日から5月31日まで延長	対策本部、危機管理部
36	5/7	・県有施設の休館利用・制限一覧表の更新	対策本部、危機管理部
37	5/11	・福島県緊急事態措置に基づく休業要請緩和に当たっての感染防止対策例を公表	対策本部、危機管理部
38	5/11	・緊急事態措置に基づく休業要請等を5月7日以降も継続したことについて、これに応じて休業等を実施する施設の事業者が要請解除に向けて必要となる「新しい生活様式」に対応するための取組を支援すること(支援金の交付)を発表	商工労働部
39	5/14	・休業要請の対象とならない事業者についても一定要件のもと、「新しい生活様式」に対応するための取組を支援すること(給付金の交付)を発表	商工労働部
40	5/15	・協力金及び支援金の申請受付を開始	商工労働部

41	5/15	・福島県緊急事態措置の解除	対策本部、危機管理部
42	5/15	・6月1日からの全面的な授業の再開に向け、5月24日をもって休業要請を解除することとし、25日から段階的に学校を再開することを要請	対策本部、危機管理部
43	5/15	・福島県感染拡大防止対策に基づく協力要請 ①新しい生活様式の定着等に向けた協力要請 ②施設に対する協力要請 ③イベント等の開催自粛の協力要請	対策本部、危機管理部
44	5/15	・県有施設の一部利用再開を公表	対策本部、危機管理部
45	5/22	・福島県緊急事態措置コールセンターの業務終了 4/20～5/22の相談件数は6,458件	対策本部、危機管理部
46	5/27	・福島県感染防止対策の一部を改定し、段階的な緩和に向けた取組等の協力を依頼 ①新しい生活様式の定着に向けた協力依頼 ②施設に対する協力依頼 ③イベント等に関する協力依頼 ④感染拡大の傾向が見られた場合の対応	対策本部、危機管理部
47	5/27	・県有施設（屋内運動施設）の利用再開を公表	対策本部、危機管理部
48	5/28	・各県有施設の再開状況や感染防止対策を公表	対策本部、危機管理部
49		②医療機関等へのマスク・消毒液等の配付（令和2年5月31日現在） i) 医療機関に対する主な医療資材の配付状況 ・マスク 累計 2,014,700枚 ・フェイスシールド 累計 97,450枚 ・医療用ガウン 累計 235,000枚 ii) 福祉施設に対するマスク・消毒液の配付状況 ・授産場・保護施設等 (マスク) 累計 15,000枚 (消毒液) 累計 19リットル ・介護老人保健施設・特別養護老人ホーム (マスク) 累計 614,980枚 (消毒液) 累計 1,961リットル ・障がい者支援施設 (マスク) 累計 144,000枚 (消毒液) 累計 880リットル ・こども園・保育所等 (マスク) 累計 51,000枚 ・児童養護施設等 (マスク) 累計 144,860枚 iii) 学校、幼稚園に対するマスク・消毒液の配付状況 ・県立学校 (マスク) 累計 290,650枚 (消毒液) 累計 934リットル ・私立学校 (マスク) 累計 88,900枚 (消毒液) 累計 2,345リットル	対策本部、総務部、保健福祉部、こども未来局、教育庁
50	3/16～3/19	・学校と地域の保健所の連携強化等を図るため、公立小中学校の担当者を対象に各保健所職員と合同で研修会を開催	教育庁

2) 学校等

50	3/16～3/19	・学校と地域の保健所の連携強化等を図るため、公立小中学校の担当者を対象に各保健所職員と合同で研修会を開催	教育庁
----	-----------	--	-----

(4) 医療等

1) 相談体制

51	2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての国からの事務連絡を受け、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制とした	対策本部、保健福祉部
53	3/16	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）の回線数を3回線に増設（4/4から土日の受付を開始）	対策本部、保健福祉部
54	3/16	・帰国者接触者相談センターの平日夜間と土日の受付を策本部内（本庁）に集約	対策本部、保健福祉部
52	3/27	・聴覚障がい者が医療機関等を受診する際の対応として、福島県聴覚障害者協会が行う「遠隔手話通訳サービス」の活用について、感染症指定医療機関等へ文書を発出	対策本部、保健福祉部
55	3/27	・コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るために、LINEを活用したサポートを開始	対策本部、保健福祉部
56	4/20	・帰国者接触者相談センター及び一般相談について、県内9保健所（中核市含む）及び県庁で対応していた電話番号をフリーダイヤルに一本化	対策本部、保健福祉部
57		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応）	対策本部、保健福祉部
58	5/8	・新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安が改訂（従来の37.5°C以上の条件削除等）されたことに伴い、相談受付時に記録する相談票の内容を変更	対策本部、保健福祉部
59	5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）等の回線数を増設。 ・ 相談専用ダイヤル（コールセンター） 10回線（従来5回線） ※土日祝は7回線（従来5回線） ・ 帰国者・接触者相談センター 10回線（従来5回線） ※21:00～8:30は4回線（従来3回線）	対策本部、保健福祉部

2) 外来医療提供体制

■ 県内の帰国者・接触者外来の設置状況			対策本部、保健福祉部
月日	設置数	備考	
当初	10	※当初体制	
3月10日	25	拡充 (+15)	
3月23日	27	拡充 (+2)	
4月1日	28	拡充 (+1)	
4月6日	29	拡充 (+1)	
4月17日	30	拡充 (+1)	
4月20日	31	拡充 (+1)	
4月22日	32	拡充 (+1)	
4月30日	35	拡充 (+3)	
5月8日	36	拡充 (+1)	
5月19日	37	拡充 (+1)	
5月22日	38	拡充 (+1)	
5月28日	39	拡充 (+1)	
現状	39		

3) 検査体制

■ 県内の検査体制の状況			対策本部、 保健福祉部
月日	検査体制 (検体/日)	検査体制拡充の取組	
当初	32	※当初体制	
3月9日	48	県衛生研究所で体制拡充 (+16)	
3月10日	98	株江東微生物研究所と検査委託契約締結 (+50)	
3月23日	114	福島市保健所で検査体制を確立 (+16)	
4月1日	124	いわき市保健所で検査体制を確立 (+10)	
4月8日	140	郡山市保健所で検査体制を確立 (+16)	
4月13日	150	県立医大で検査体制を確立 (+10)	
4月27日	200	株半蔵アーバルモールと検査委託契約締結 (+50)	
5月20日	400	株江東微生物研究所と追加の検査委託契約締結 (+200)	
5月26日	450	株昭和クライカルサルサソシスと検査委託契約締結 (+50)	
現状	450	⇒ 今後拡充 (6月) +120 ⇒ 確保見込み 570	
62	・今後も、更なる検査体制の拡充に向け、医療機関等における検査体制確立に向けた支援・調整を継続	対策本部、 保健福祉部	

4) 病床等確保と入院患者受入体制

63	4/2	・医師会、病院協会、県内各保健所等の関係機関による「医療調整会議」を開催、病床の確保に向けて調整	対策本部、 保健福祉部
64	4/8	・軽症者受入施設の募集を開始	対策本部、 観光交流局
65	4/10	・入院可能な病床として、感染症指定医療機関の32床、一般病床26床、結核病床53床、計111床を確保	対策本部、 保健福祉部
66	4/13	・福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部会議を設置し、第1回本部会議を開催。医療機関等の役割分担など医療提供体制の整備方針の考え方について関係者間で議論、認識を共有	対策本部、 保健福祉部
67	4/17	・第2回福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部会議を書面開催。患者数の増加に応じた病床数の確保イメージ、無症状・軽症者の宿泊療養の考え方について議論	対策本部、 保健福祉部
68	4/17	・入院可能な病床として、一般病床を2床追加し、計113床（感染症32、結核53、一般28）を確保	対策本部、 保健福祉部
69	4/24	・軽症者受入宿泊施設として、「アパホテル福島駅前（200室）」を選定し、運用を開始	対策本部、 観光交流局
70	4/28	・第3回福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部会議を開催。今後必要となる病床数や、透析患者など特別な配慮が必要な医療提供体制、地域外来（発熱外来）について議論	対策本部、 保健福祉部
71	4/30	・入院可能な病床として、ICU等を15床、一般病床を99床追加し、計227床を確保（感染症32、結核53、ICU等15、一般127）	対策本部、 保健福祉部
72	5/1	・入院可能な病床として、一般病床を2床追加し、計229床（感染症32、結核53、ICU等15、一般129）を確保	対策本部、 保健福祉部
72	5/15	・第4回福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部会議を開催。地域医療提供体制の構築に向けた県の取組状況等について議論	対策本部、 保健福祉部
73	5/15～	・入院協力医療機関の対応状況について、現地訪問を開始	対策本部、 保健福祉部

74	5/18	・軽症者受入宿泊施設として、「ホテル東横INNいわき駅前（100室）」を選定し、運用を開始	対策本部、観光交流局
75	5/26	・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
76	6/4	・第5回福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部会議を開催。福島県における医療提供体制（福島モデル）、患者移送体制等について議論。	対策本部、保健福祉部

5) 患者受入・移送体制

77	6/4	・新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定締結することについて合意	対策本部、保健福祉部
----	-----	--	------------

6) 医療人材の確保

78	5/26	・【再掲】医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
----	------	---	------------

7) 診療情報の共有

79	4/30	・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、保健福祉部
80	5/14	・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有（特例包括対応）の運用を開始	対策本部、保健福祉部

（5）経済・産業・雇用対策

①企業への経営支援等			
81	2/19	・国の資金繰り対策について関係機関に情報提供するとともに、県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））の利用を呼びかけ	商工労働部
82	3/5	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
83	3/28	雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を周知	商工労働部
84	4/10	雇用調整助成金に関する申請書類の大幅な簡素化を周知	商工労働部
85	4/15	・4月7日に公表された緊急経済対策に伴う雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大措置（助成率上乗せ：大企業2/3、中小企業4/5、解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業9/10、対象拡大：雇用保険被保険者以外の労働者まで拡大等）について関係団体に対して周知 また、同様に民間金融機関を通じた無利子融資制度についても速やかに創設するとともに、持続化給付金など各種支援制度について周知	商工労働部
86	4/25	・4月25日に公表された雇用調整助成金の更なる拡大措置（休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わずに雇用を維持した場合の助成率10/10等）について周知	商工労働部
87	5/1～	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」を創設し、県内金融機関と連携して事業者の資金繰りを支援	商工労働部
88	5/1	・雇用の維持を図るため、解雇を伴わない中小企業に対して、国の雇用調整助成金の事業者負担分を補助する県独自事業を公表	商工労働部

89	5/1	・大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援する飲食店前払利用券発行支援事業の実施を公表	商工労働部
②世帯への貸付制度等			
90	3/25	・新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
91	3/10	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得に対する国の支援措置について情報収集し、運用開始に合わせて周知	商工労働部
92	4/20～	・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれがある方への支援を拡大	保健福祉部
③相談体制			
93	1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。（県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。）	商工労働部
94	常設	・福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
95	3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
96	2/14～	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
97	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
98	4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
99	4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を作成し、県ホームページに掲載するとともに、関係機関・団体へ情報提供	農林水産部

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

100	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
101	4/3～	陽性患者やその関係者への差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
102	4/14	新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮についてのお願いを県ホームページに掲載	生活環境部
103	4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部

2) 緊急事態宣言後の取組み

104	5/15	・緊急事態措置の解除に伴い、福島県感染拡大防止対策を公表	対策本部、危機管理部
105	5/27	・福島県感染拡大防止対策を改定	対策本部、危機管理部

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

106	5/15	・[再掲]「新しい生活様式」の定着等に向けた取組の協力を要請	対策本部、危機管理部
-----	------	--------------------------------	------------

4 各部局の取組【概要】

◆ 総務部

(1) 情報提供・注意喚起等

- 私立学校等へ注意喚起
- 県全域への緊急事態措置に基づき、私立幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に対して、5月31日まで臨時休業期間を延長した旨を通知（5/5）

- 総務省関係情報を市町村へ情報提供

(2) イベント等開催関係

- 都内の開催予定のイベント中止

- 3月30日実施予定の退職者辞令交付式、4月1日実施予定の新採用職員辞令交付式の中止

(3) 税関係

事業等収入が大幅に減少（前年同期比で概ね20%以上）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例が創設された旨を県HPにて周知（4/30）

- キャッシュレス決済（クレジットカード、LINE Pay）による自動車税（種別割）の納税、電話による納付相談及び郵送による各種申請手続きの利用について周知（5/1）

- 自動車税（種別割）における身体障がい者等の減免申請について、1か月間（6月30日まで）延長（5/7）

(4) 県庁内の取組

- 在宅勤務の試行期間について令和2年3月31日までとしていたが、試行期間を延長

- ・試行期間：令和2年2月3日～当面の間

- ・対象者：知事部局の全職員（臨時・非常勤職員などを除く）。

- ・実施方法：在宅勤務用PC（5台）を使用し、オンラインで在宅勤務を実施。

- 新たな在宅勤務の制度の運用を順次開始

- ・4月8日からオンラインでの在宅勤務を順次開始

- ※ 実施方法：所属長の承認を得てPCをオンラインで使用

- ※ 県外事務所は、一部先行して4月8日から在宅勤務を開始済。（東京4月8日～、大阪4月9日～、名古屋4月14日～、北海道4月15日～）

- ※ 本庁機関においては、4月13日から一部の機関で実施し、4月20日から出先機関も含めて全庁に拡大

- ・5月11日からオンラインでの在宅勤務を順次開始

- ※ 実施方法：自宅PCから職場PCを遠隔操作し在宅勤務を行うもの

- ※ 現時点では県のネットワーク回線が受け入れ可能な150人分について、試行的にオンラインでの在宅勤務を順次開始

・ 6月1日から全庁的にオンラインでの在宅勤務を開始

※ 最大3,500人の職員が利用可能な環境を整備

- 時差出勤について、対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤時刻のパターンも拡大
 - ・ 実施時期：4月8日～当面の間
 - ・ 実施方法：出勤時刻（7:00～11:00）の8パターン
- 感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止等措置について、別途通知するまでの間延長する旨を通知（3/23）
- 緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について通知（4/10）
- 緊急事態宣言解除後における感染拡大防止に向けた工事及び業務の対応について通知（6/1）
- 職員の健康管理の徹底を図るため、4月10日から当面の間、全職員に体温測定と体調確認を義務づけ
- 雇用のセーフティネット対策のため、新型コロナウイルス感染症の影響により、内定を取り消された方や離職された方を対象に、県の会計年度任用職員として30人雇用することを発表（5/28）

◆ 危機管理部

(1) 情報提供・注意喚起等

- 消防庁関係情報を各消防本部へ通知
- 各消防本部及び危機管理部関係団体へ注意喚起
- 各消防本部に傷病者への対応の具体的手順の再徹底を図るよう通知
- 国（内閣府・消防庁・厚生労働省）からの避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する技術的助言について、各市町村に情報提供とともに、「避難所における感染対策チェックリスト」を作成し周知

(2) 県有施設関係

- 消防学校を4/21～5/10まで臨時休業
- 消防学校の臨時休業を5/31まで延長
- 消防学校が5/20から再開

◆ 企画調整部

(1) 情報提供・注意喚起等

- 県内プロスポーツチーム等への注意喚起
- Jヴィレッジへ注意喚起。
- 統計調査員に対し、リーフレット、Q&Aを添付して注意喚起の通知（3/2）

(2) イベント等開催関係

- 福島ファイヤーボンズ福島県スペシャルマッチ（Bリーグ公式

戦：2/22（土）～23（日）における感染症対策の実施

（3）その他

- 自民党根本匠議員への知事要望実施（3/28）
- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告
- 地域創生総合支援事業（サポート事業）の採択団体に対して、感染拡大防止対策の徹底を図るよう要請

◆ 避難地域復興局

（1）情報提供・注意喚起等

- 生活再建支援拠点等の避難者支援団体に注意喚起
- 新型コロナウイルス感染者が発生した避難地城市町村から県駐在職員を通じて情報収集（4/2～）
- 避難者に対し、特別定額給付金の申請書送付に関する問い合わせ先（住民票がある市町村）について、ホームページや生活再建支援拠点等を通じて周知（5/1）

◆ 文化スポーツ局

（1）情報提供・注意喚起等

- NPO法人等関係団体へ注意喚起
- 文化センター、アクアマリンふくしま来館者及び（公財）福島県体育協会を通じた各競技団体への注意喚起

（2）イベント等開催関係

- 第13回声楽アンサンブルコンテスト全国大会の中止（2/28）
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年程度の延期及び3/26からのオリンピック聖火リレーの延期（3/24）
- 東京2020オリンピック聖火展示一般公開の中止（4/8）

（3）県有施設関係

- アクアマリンふくしまを4/18から5/6まで臨時休館（4/17）
- 福島県文化センターを4/21から5/6まで臨時休館（4/21）
- アクアマリンふくしまを5/31まで臨時休館（5/5）
- 福島県文化センターを5/15まで利用制限（5/6）
- アクアマリンふくしまを5/18から再開（5/15）

（4）その他

- オリパラ大会に向けた新型コロナウイルス感染症対策に係る政府・競技団体等間のネットワーク窓口を設置

◆ 生活環境部

（1）情報提供・注意喚起等

- 国や関係団体からの外国人住民向けの関係情報を、各市町村国際交流担当や福島県国際交流協会へ周知

- 外国人住民向けの関係情報を、福島県国際交流協会ホームページにおいて英語・中国語・やさしい日本語等で周知
 - 在中国県人会等関係団体へ外務省関係情報を周知
 - 旅券室ホームページ（海外渡航情報）で注意喚起
 - 各旅券窓口にて外務省発表情報を掲示
 - 一般社団法人産業資源循環協会及び市町村等に「感染性廃棄物の適正処理に関する注意点等（環境省通知）」を周知
 - 福島県バス協会及びタクシー協会へ注意喚起
 - 消費者庁からの情報や注意喚起等について、随時県ホームページに掲載（3/6～）
 - 外務省が全世界に対する危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）を発出したことから、旅券室ホームページの海外渡航情報に同内容を掲載するとともに、県内の各旅券窓口に「全世界に対する危険情報の発出」を掲示（3/26）
 - 関係市町村へ除染事業における感染拡大防止対策の徹底等について注意喚起。
- (2) イベント等開催関係
- JR常磐線全線開通記念式典（3/14）及び環境創造センターにおけるコミュニケーションフェスティバル（3/29）の中止
- (3) 県有施設関係
- 男女共生センター（5/19～）、コミュニケーション福島（5/16～）、野生生物共生センター（5/16～）、猪苗代水環境センター（5/16～）の利用再開
 - 裏磐梯における県管理探勝路（6路線）の閉鎖（5/2～5/31）

◆ 保健福祉部

- (1) 情報提供・注意喚起等
- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、（公財）福島県生活衛生営業指導センターへ関係患者発生時の協力を依頼
 - 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、（公財）福島県生活衛生営業指導センターへ注意喚起及び感染が疑われる宿泊者への対応等の通知（2/7）
 - 高齢者施設、障がい者施設、児童施設等へ注意喚起
 - 高齢者施設等における面会に関して、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」通知（2/25）
 - 各看護師等養成所、各医療関係職種養成施設へ情報提供と注意喚起（2/6）
 - 各火葬場経営者に対し、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて通知（2/28）
 - 飲食店営業者等へ衛生環境激変対策特別貸付制度に新型コロナウイルス感染症が適用となることを周知（3/5）

- 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止策の徹底を部長通知(3/8)。また、市町村に対しても同様に協力依頼(3/9)
- 高齢者施設等における感染拡大防止対策の徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染防止の対策事例の共有等に関する通知(3/19)
- 各水道事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い猶予等の取扱いについて通知(3/19)
- 県内12生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センターに対し、「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を周知(3/23)
- 高齢者施設等に対する新型コロナウイルス集団感染防止に係る注意喚起(国事務連絡)を改めて高齢者施設等へ周知(3/26)
- 高齢者施設等における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、対策事例の内容を追加の上、施設等及び市町村へ通知(4/2)
- 障がい者支援施設、保護施設に対し、感染拡大防止対策の更なる徹底について通知(4/3)
- 高齢者施設等において感染者が発生した場合の対応事例について周知を図るため、施設等及び市町村へ通知(4/7)
- 高齢者施設等に対し、社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点(国事務連絡)を周知(4/8)
- 高齢者施設等において感染者が発生した場合の対応事例について万全の対策を講じるよう周知を図るため、施設等及び市町村へ通知(4/17)
- 緊急事態宣言措置を踏まえ、適切な感染拡大防止対策を講じた上で、事業の継続を依頼するとともに、これまでの国及び県通知をもとに感染拡大防止対策の更なる徹底を図るよう施設等及び市町村へ通知(4/21)
- 高齢者施設等に対し、感染拡大防止対策を徹底するため、感染症対策Q&Aを発出(4/24)
- 対策期間の長期化に伴い、今一度対策徹底を図り、高齢者施設等における対策の取組の再確認・再徹底を促すために通知(5/12)
- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を県老人福祉施設協議会へ委託。また、市町村あて、事業への協力等を依頼(5/20)

(2) イベント等開催等

- 社会福祉法人、施設等に対する監査及び実地指導の中止
- 福祉サービス第三者評価調査者継続・向上研修の中止(3/12)

(3) 県有施設関係

- 総合衛生学院は、4月21日から5月6日までの間、学院内での対面学習に替えて自宅学習とする(4/20)
- 総合衛生学院は、当面の間、オンラインでの遠隔授業を併用した自宅における課題学習を継続(5/1)

(4) その他

- 県内 10 生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センター、県食品衛生協会に対し、特措法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の緩和（事業再開）に当たっての感染防止対策の例について通知し、感染防止対策に係るガイドラインの策定を依頼（5/13）
- 手指消毒用エタノールの代替品である高濃度エタノールの調達に関して、福島県酒造組合と調整を行い、調達ルートを確保（5/20）

◆ こども未来局

(1) 情報提供・注意喚起等

- 保育所等の児童福祉施設等へ注意喚起
- 母子寡婦父子福祉資金における生活資金（生活安定及び失業に係る貸付）の貸付が可能である旨各市町村及び各保健福祉事務所へ周知（一時的に就労収入が減少ケース）（3/2）
- 放課後児童クラブの利用を希望する方へ広く受け入れる体制を整えるよう各市町村へ通知。併せて、放課後児童クラブの状況を巡回して確認（3/3）
- 緊急事態宣言に伴う保育所・放課後児童クラブの対応等について市町村に通知（4/17）
- 緊急事態宣言の期間延長に伴う保育所・放課後児童クラブ等の対応について市町村に通知（5/1）
- 医療的ケアを必要とする児童の家庭に消毒液を配布（3/18、3/27、4/2）
- 子ども食堂、ホームスタート事業運営団体にマスクを配布（5/27）

◆ 商工労働部

(1) 情報提供・注意喚起等

- 各商工会議所等関係団体へ注意喚起
- 福島県職業能力開発協会（技能検定試験会場）へ注意喚起
- 福島労働局開設の相談窓口を県 HP により周知（2/19）

(2) 県有施設関係

- 県立テクノアカデミーの学生を対象とした訓練を 3 月 4 日から春季休業の開始日（3 月 17 日）まで臨時休業
- 県立テクノアカデミーの職業訓練を 4 月 1 日から再開
- 県立テクノアカデミーの職業訓練を 4 月 20 日から 5 月 6 日まで臨時休業（4/17）
- 県立テクノアカデミーの職業訓練を 5 月 7 日から当面の間、臨時休業（4/30）
- 県立テクノアカデミーの職業訓練を 5 月 31 日まで臨時休業（5/7）
- 県立テクノアカデミーの職業訓練を 5 月 18 日から再開（5/18）

◆ 観光交流局

(1) 情報提供・注意喚起等

- 県内旅行業者（旅行業協会非加盟）に対し、帰国時検疫への協力依頼、国等より発出される各種注意喚起、水際対策に係る各種措置、外務省感染症危険情報や雇用確保・中小企業者支援に係る情報等について周知（1/24より随時、計20回）
 - 県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、帰国時検疫への協力依頼、各種注意喚起情報提供のほか、意見交換等を実施（1/24より随時、計4回）
 - 住宅宿泊事業者に対し、国等より発出される各種注意喚起、水際対策に係る各種措置情報や支援措置等の情報について周知（1/24より随時、計6回）
 - 福島空港利用者へ中国語表記等で注意喚起（1/24）
 - 市町村観光担当へ管内観光案内所、観光協会等への注意喚起を依頼（2/19より随時、計2回）
- ### (2) 県有施設関係
- 県有観光施設等（福島県観光物産館、ビッグパレットふくしま、浄土平レストハウス、くろがね小屋、天鏡閣・迎賓館）を休館（4/18～5/6）
 - 県有観光施設（福島県観光物産館、ビッグパレットふくしま、浄土平レストハウス、くろがね小屋、天鏡閣・迎賓館）について、5月16日より感染拡大の防止対応を行いつつ順次再開
 - 県外2施設（日本橋ふくしま館（ミデッテ）、観光物産館大阪サテライトショップ）は、引き続き臨時休業（5/16）
- ### (3) その他
- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合の「旅館・ホテル等宿泊施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」の作成に協力（5/18）

◆ 農林水産部

(1) 情報提供・注意喚起等

- 農業短期大学校にて学生・教職員に注意喚起（2/14）
- フォレストパークあだたら利用者へ注意喚起（2/17）
- 福島県森林・林業・緑化協会等関係団体へ注意喚起（2/19）
- 部内出先機関、農林業関係団体へ、県発注工事及び業務における作業従事者等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知（2/28）
- 福島県発注工事及び業務における感染拡大防止対策方針（～3/15まで）を各市町村、農林関係団体に情報提供（3/3）
- 林業関係団体へ、「小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度の創設）及び雇用調整助成金制度」の周知について通知（3/5）

- 農林水産省が公表した「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的なガイドライン」について市町村、関係団体へ通知（3/17）

- 農業者における新型コロナウイルス感染症患者発生時の業務継続に向けた連携体制の整備について、関係機関へ通知（4/24）

- 農業における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省作成）の改正について、市町村等へ通知（5/18）

（2）イベント等開催関係

- 指定管理者（フォレストパークあだたら及び総合緑化センター）へ、利用者を特定の場所へ集めるイベントの自粛要請（3/4）

- フォレストパークあだたらで開催予定の令和元年度福島県もりの案内人及び福島県グリーンフォレスターの認定書交付式（3/8）を中止（今年度の認定者には状況説明し、認定書を郵送）

（3）県有施設関係

- 農業短期大学校は、学生の海外農業研修（選択科目）ニュージーランド7日間（3月15日（日）～3月21日（土））を中止

- 農業短期大学校において、学生の食堂利用による3密を避ける対策として4月7日の夕食から当分の間、食堂での食事提供から弁当提供に変更し、学生寮自室等での喫食を行うこととした（4/7）

- 農業短期大学校が、4月21日から5月6日までの期間を臨時休校とすることを決定（4/20）

- 農業短期大学校が、5月7日以降も当面臨時休校を延長することを決定（5/1）

- 農業短期大学校が、5月10日から8月28日まで予定していた各種研修の延期や中止を決定（5/8）

- 農業短期大学校が、5月24日に臨時休校を解除し、5月25日から再開することを決定（5/18）

- フォレストパークあだたらにおいて、4/19-5/31まで、キャンプ場、温泉等の施設利用休止を要請し了解された。指定管理者から予約者に施設休止の連絡（5/6）

- 緑化センターにおいて、5/31まで、会議室の予約を停止するよう要請し了解（5/6）

- フォレストパークあだたらのキャンプ場、温泉等の施設利用を5/20から再開（5/15）

- 緑化センターの会議室の利用を5/17から再開（5/15）

◆ 土木部

（1）情報提供・注意喚起等

- 港・空港や公園、県営住宅等関係施設の利用者へ注意喚起

- 小名浜港、相馬港で保安委員会を開催し関係者へ注意喚起

- 道の駅設置自治体へ注意喚起

- 部内出先機関へ県発注工事における作業従業員等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知。また県の対応について各市町村及び建設業関係団体に情報提供(2/28)
- 入札監理課から示された福島県発注工事及び業務における感染拡大防止に向けた対応方針(3月15日までの措置)について、建設業関係団体に情報提供した(3/3)
上記の措置について、当面延長とすることとなったため、部内の出先機関等に対して通知。各市町村及び建設業関係団体にも情報提供(3/23)
※参考：工事13件及び業務委託15件について、受注者の希望による一時中止措置(工事13件、委託業務11件解除済)(6/2)
- 土木部発注工事における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の計上について、部内の出先機関等に対して通知文書を発出するとともに各市町村及び建設業関係団体に情報提供(4/27)
- 工事現場における配置技術者が育児により現場を離れる必要がある場合、現場への常駐義務を緩和できる等(建設業法)の措置が国から示されたため、府内各機関、各市町村及び建設業関係団体に周知
- 部内の出先機関に対して、県営住宅集会所の使用自粛を自治会等に周知するよう通知(4/21)

(2) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更(5/22~)
- 県営都市公園における屋内運動施設の利用を再開した。利用再開した主な施設は以下のとおり(6/1~)

【あづま総合運動公園】

- ・あづま総合体育館 メインアリーナ、サブアリーナ等
- ・とうほう・みんなのスタジアム トレーニング室

(3) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年4月~9月分に係る空港使用料の支払い期限を6ヶ月間猶予(4/24)
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者について、家賃の減免・徴収猶予を行う。
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に対し、県営住宅の空き住戸を一時提供する。

使用期間：原則6ヶ月

使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額

- 部内の出先機関に対し、県拡大防止対策を踏まえ、県営住宅集会場の使用に当たり感染防止対策を徹底するよう通知（5/22）

◆ 出納局

- (1) 情報提供・注意喚起等
 - 指定金融機関及び収納代理金融機関に対し注意喚起
- (2) その他
 - 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(4/6～)

◆ 教育庁

- (1) 学校関係
 - 学校における3月2日から春季休業の開始日までの臨時休業及び必要に応じた児童生徒の受入(2/28)
 - 感染リスクに配慮した卒業式及び高等学校入学者選抜の実施(3/1～)
 - 臨時休業中の公立小中学校・県立特別支援学校の児童生徒の状況に係る緊急調査結果の公表及び市町村教育委員会に対する健康チェックや運動の推奨等に関する通知(3/12)
 - 児童生徒に対する学校の臨時休業に関する教育長メッセージの発出(3/12)
 - 公立学校における4月1日からの教育活動の再開を通知(3/24)
 - 児童生徒、保護者、教職員に対し、学校再開に当たっての教育長メッセージを発出(4/3)
 - 県立高等学校における地域の感染状況に応じた時差通学の導入や短縮授業等の実施について通知(4/6、4/8)
 - 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応を示した「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル」を作成(4/14)
 - 知事からの学校等の休業要請を受け、学校における4月21日から5月6日までの臨時休業及び必要に応じた児童生徒の受入(4/17)
 - 小・中学校の児童生徒や保護者を対象とした、臨時休業中における家庭学習に係る動画「家庭学習応援プログラム『家庭学習に取り組み方～学びのススメ～』」を配信(4/24)
 - 県立高等学校におけるオンライン学習の導入を支援するため、教職員向けの解説動画等を作成(4/24)
 - 学校における5月7日以降の臨時休業の延長について通知(4/28)
 - 知事からの学校等の臨時休業要請の5月24日解除を受け、5月25日から学校を再開し、「学校再開に当たっての教育活動のあり方に関する指針(5月5日の知事からの要請を受け策定)」に基づ

き段階的な教育活動を実施するとともに、6月1日以降、通常の教育活動を再開（5/15）

（2）県有施設関係

- 県立図書館、美術館等の社会教育施設における感染拡大防止の取組の徹底
- 県立の社会教育施設等を休館・休所
※ 図書館、美術館（4/19～5/15）、博物館、郡山自然の家、会津自然の家、いわき海浜自然の家、文化財センター白河館（4/21～5/15）

（3）その他

- 不特定多数を収容するイベント等の中止（2/28～）
- 職員が通勤混雑を回避できるよう臨時的な時差出勤を知事部局と同様に実施（3/2～）
- 時差出勤について、知事部局と同様に対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤パターンも拡大（4/10～）
- 在宅勤務制度の試行を開始（4/22～）

◆ 企業局

（1）県有施設関係

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底（消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など）
- 工業用水の安定供給のため、運転管理業務委託先に対して事業継続の体制構築を依頼
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

（2）勤務体制

- 知事部局と同様に在宅勤務制度の運用を開始（4/21）

◆ 病院局

（1）県立病院

- 各県立病院において、新型コロナウイルス感染疑い患者対応マニュアルを作成し、全職員で共有
- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職 員：勤務前に検温を実施（3/6～）
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限（3/9～）
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、

不足する病院があれば、病院間で在庫を調整（3/11～）

- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施（4/17～）

(2) 勤務体制

- 通勤混雑に対する臨時的な時差出勤制度や、新型コロナウイルス感染が疑われる場合の服務取り扱いについて周知（2/28）
- 学校等の臨時休業に伴う診療への影響等を集約し、勤務シフト等の変更を実施（3/2～）
- 時差出勤について、知事部局と同様に対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤パターンも拡大（4/8～）
- 知事部局と同様に在宅勤務制度の運用を開始（4/21～）

(3) その他

- 実習生（看護実習、その他）の受け入れの延期（4/9～）

◆ 議会事務局

(1) 情報提供・注意喚起等

- 各会派に対して、来客について、マスク着用やアルコール消毒液の利用、咳等の症状がある方への控室への入室を遠慮していたなどとの対策を取るよう協力を依頼（4/16）
- 傍聴者へ、傍聴時の咳エチケット等の感染予防対策を周知（2/21）
- 傍聴者の手洗い徹底や咳エチケット励行を各会派へ要請するとともに、風邪症状のある方の傍聴を控えるよう周知（2/28）
- 感染予防のため、議会図書室を利用する際のマスク着用やアルコール消毒液の利用、咳等の症状がある方への利用を遠慮していくことについて、議会図書室の入り口への掲示、ホームページで周知（4/16）

(2) 議会関係

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底について、代表者会議で決定
 - ・実施期間：4月16日から当面の間

(3) 県有施設関係

- 議会図書室の利用について、一般県民の利用を休止
 - ・実施期間：4月24日～当面の間

(4) 勤務体制

- 時差出勤について、知事部局と同様に対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤パターンも拡大
 - ・実施時期：4月8日～当面の間
 - ・実施方法：出勤時刻（7:00～11:00）の8パターン
- 知事部局と同様に新たな在宅勤務制度の運用を開始
 - ・実施期間：4月14日～当面の間

・実施方法：所属長の承認を得てPCをオフラインで使用

◆ 人事委員会事務局

(1) イベント等開催関係

- 5月10日実施予定の福島県警察官（A）採用候補者試験の延期（4/20）

(2) 勤務体制

- 時差出勤について、知事部局と同様に対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤パターンも拡大（4/8）
- 知事部局と同様に、4月10日から当面の間、全職員に体温測定と体調確認を義務づけ、管理職に報告させることとし、職員が体調に異常を感じた際には直ちに自宅待機（4/10）
- 知事部局と同様に在宅勤務制度の運用を開始（4/21）

◆ 県警察

(1) 県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 運転免許更新手続きの延長措置
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

(2) 勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）
- 時差出勤等によるリスク管理

◆ 監査委員事務局

(1) 勤務体制

- 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた対応方針、取組方針を策定（4/16）

・内容：業務継続計画に基づく対応を基本としながら、必要に応じて監査を休止又は延期等

・対応：4月及び5月の職員調査を延期

- 時差出勤について、知事部局と同様に対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤パターンも拡大。

・実施時期：4月8日～当面の間

・実施方法：出勤時刻（7:00～11:00）の8パターン

- 知事部局と同様に新たな在宅勤務制度の運用を開始

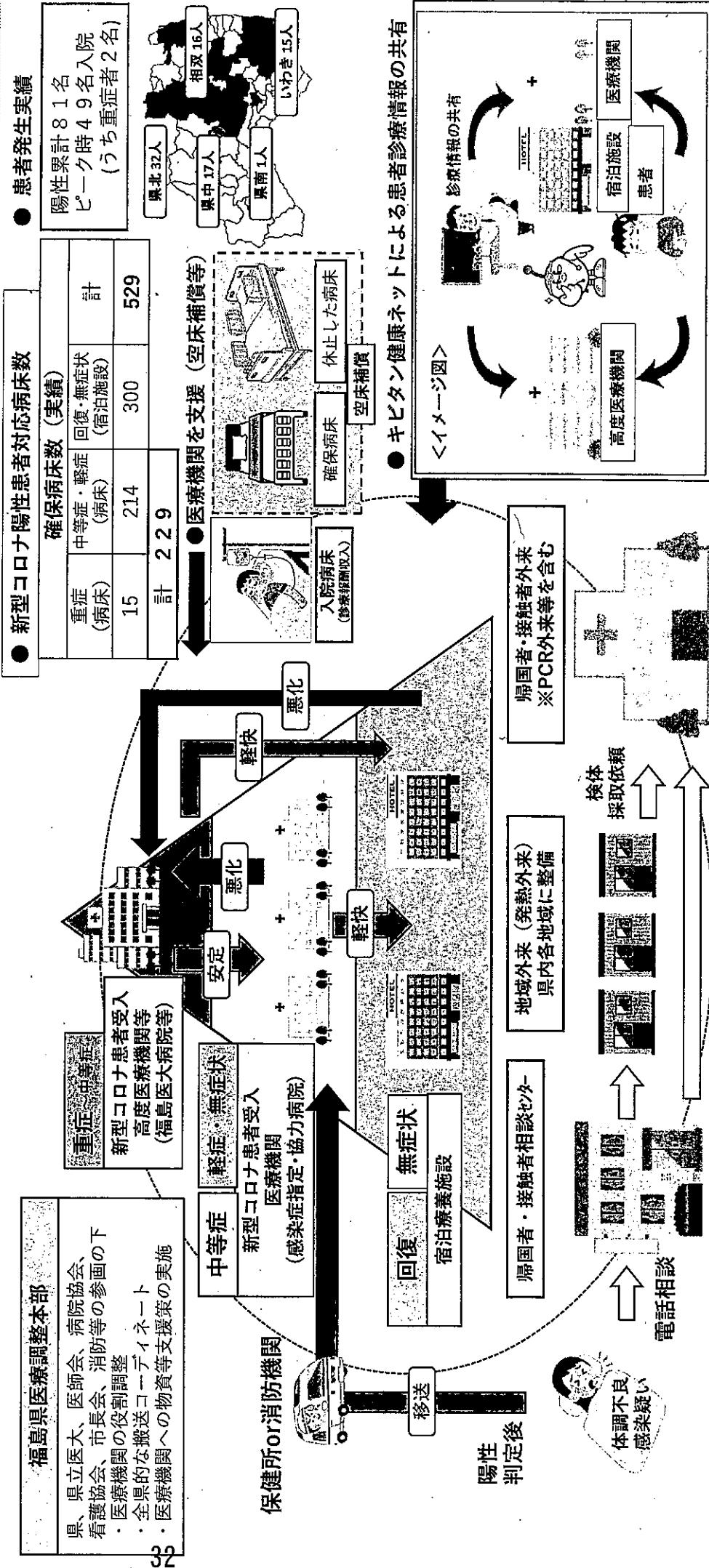
・実施期間：4月13日～当面の間

・実施方法：所属長の承認を得てPCをオフラインで使用

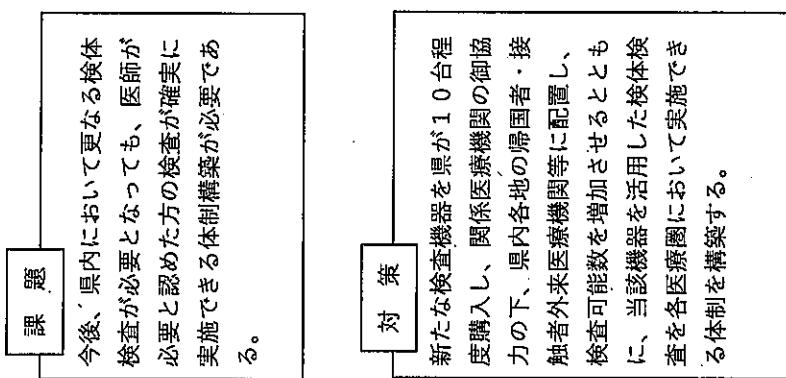
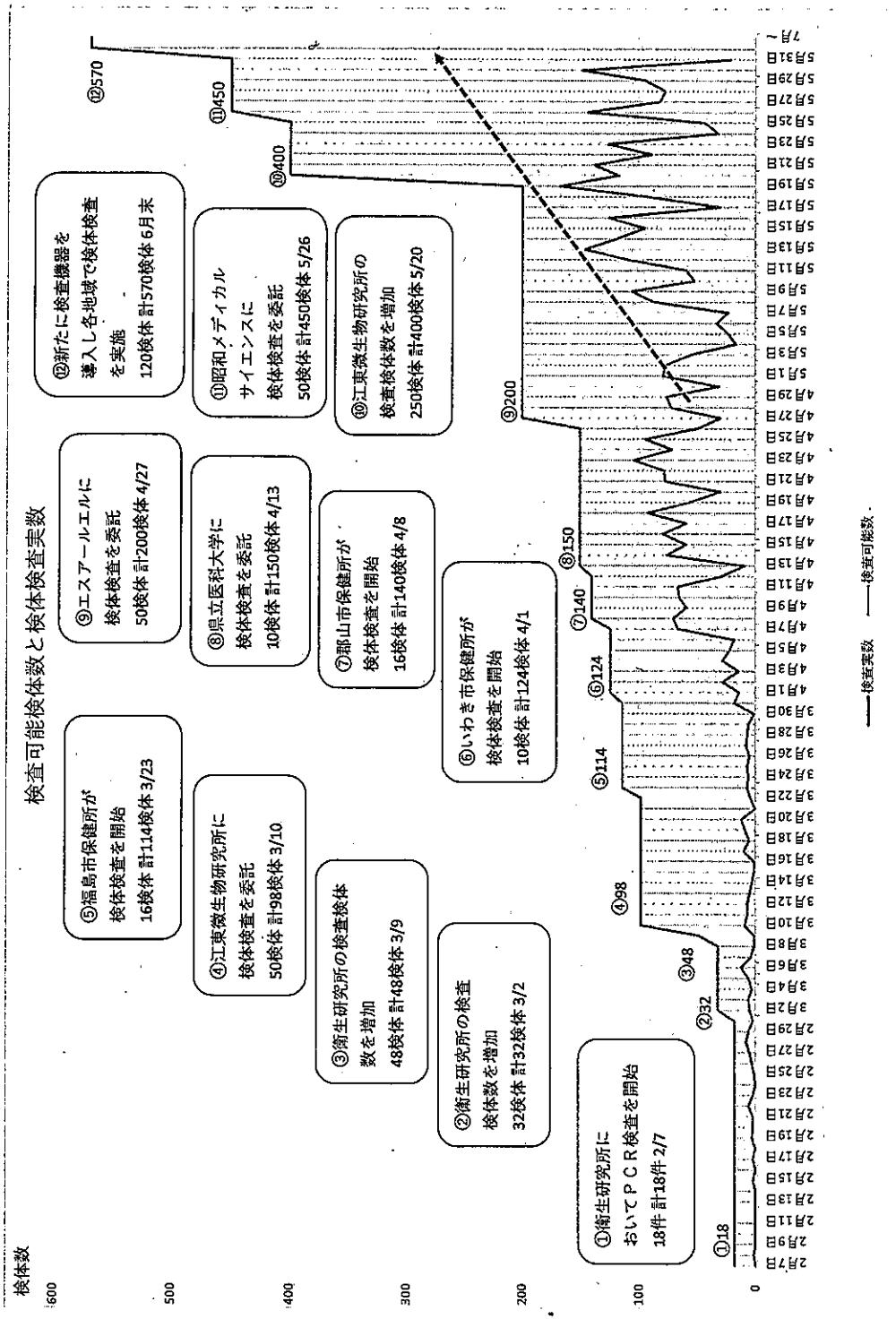
福島県における新型コロナ対応医療提供体制（福島モデル）

福島モデルのポイント

- 医療機関・宿泊療養施設の適切な役割分担の下、新型コロナ陽性患者が症状別に医療・療養が受けられる体制を構築
(最大で800床必要になることを想定して宿泊療養施設含め529床を確保。49名が入院したピーク時でも的確に対応。医療崩壊を未然防止)
- 県衛生研究所、中核市保健所、民間検査機関等をフル活用して検査待機を確保
- 帰国者・接触者外来（発熱外来）を県内各地域に設置
- 県医療調整本部で医大患者搬送コードイネーターの下、地域的移送や重症リスク患者移動を実施、必要な医療物資等を調達・配送
- 患者の移送を担う県内の全保健所と全消防機関とが包括的な協定を締結。全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保
- 關係医療機関・宿泊療養施設をつなぐ「キビタン健康ネット」を整備。CT・MRIによる画像結果等の診療情報等を迅速に共有
- 全国に先駆けた空床補償措置（病床稼働額を考慮し国基準16,000円に24,000円に）等で医療機関を支援



新型コロナウイルス感染症検査体制について



地域外来(発熱外来)運営委託について

目的

新型コロナウイルス感染症に関するスクリーニング、外来、検査体制について、地元医師会の協力を得ながら新たな体制を作ることにより、相談から診療及びPCR検査までの時間を見直し、検査件数の増加を図るとともに、医療機関、保健所の負担軽減を図る。

ポイント

【一般の方】 不安がある方へ対応する相談窓口が増える。(※1)
【保健所】 窓口の分散により、相談対応の負担が軽減する。(※2)
【かかりつけ医等】 診療にかかる負担が軽減する。(※3)
【帰国者・接触者外来】 負担が軽減され、比較的重い症状の方へのケア、検体採取に専念できる。(※4)

現状

① 風邪のような症状
② 発熱
③ 強いたるさ・息苦しさ

スクリーニング

電話相談

設置後

① 風邪のような症状
② 発熱
③ 強いたるさ・息苦しさ

電話相談

かかりつけ医等※3

帰国者・接触者相談センター
〔保健所〕※2

電話相談

相談窓口

かかりつけ医等※3

電話相談

帰国者・接触者相談センター
〔保健所〕※2

電話相談

相談窓口

紹介

帰国者・接触者外来
PCR検査要否判断・検体採取

行政検査

紹介

帰国者・接触者外来
PCR検査要否判断・検体採取

行政検査

紹介

帰国者・接触者外来
PCR検査要否判断・検体採取

行政検査

紹介

帰国者・接触者外来
PCR検査要否判断・検体採取

行政検査

〔地域外来
(発熱外来)
運営委託〕

帰国者・接触者外来
PCR検査要否判断
検体採取

検査依頼

保健所

保健所

行政検査

行政検査

PCR検査機関〔民間検査機関〕

PCR検査機関〔衛生研究所〕

PCR検査

PCR検査

行政検査

福島県新型コロナ対策本部における各医療機関向け物資確保状況

主な実績と取組

- 医療物資については、各医療機関において一定程度の在庫はあったものの、入手困難化により、多くの医療機関で不足が生じた状況。
- これを解消するため、次の取組を実施。

3月	緊急的に県及び国への備蓄分を各医療機関へ配布
4月	県独自の調達作業開始
5月	県及び国確保分の提供開始



課題と今後の対応

- 感染症指定医療機関には医療物資が充足されてきたが、一般の医療機関には十分に行き渡っていない。
☞ Webによる医療機関の医療物資の在庫状況把握を促進し、きめ細やかに必要物資を供給する。
- 一部物資（ゴム手袋やキャップ等）については、入手困難な状況が続いている。
☞ 国への働きかけを行うとともに、県独自の調達作業を進めていく。

◇医療用ガウン 【県】12万枚 【国】20万枚	◇医療用アルコール 【県】2万5千枚 【国】6千枚	◇N95マスク 【県】10万枚 【国】1万1千枚	◇サージカルマスク 【県】56万枚 【国】1万4千枚
◇医療用手袋 【県】9千枚 【国】1万枚	◇医療用手袋 【県】1万枚 【国】1万枚	◇N95マスク 【県】9千枚 【国】1万枚	◇サージカルマスク 【県】57万枚 【国】1万4千枚
◇N95マスク 【県】3千枚 【国】1万5千枚	◇N95マスク 【県】2万5千枚 【国】1万7千枚	◇手指消毒用アルコール 【県】約4千9百L 【国】1万7千枚	◇サージカルマスク 【県】57万枚 【国】1万4千枚
◇サージカルマスク 【県】1万2千枚 【国】1万5千枚	◇サージカルマスク 【県】1万5千枚 【国】1万5千枚	◇手指消毒用アルコール 【県】6千枚 【国】1万5千枚	◇サージカルマスク 【県】57万枚 【国】1万4千枚

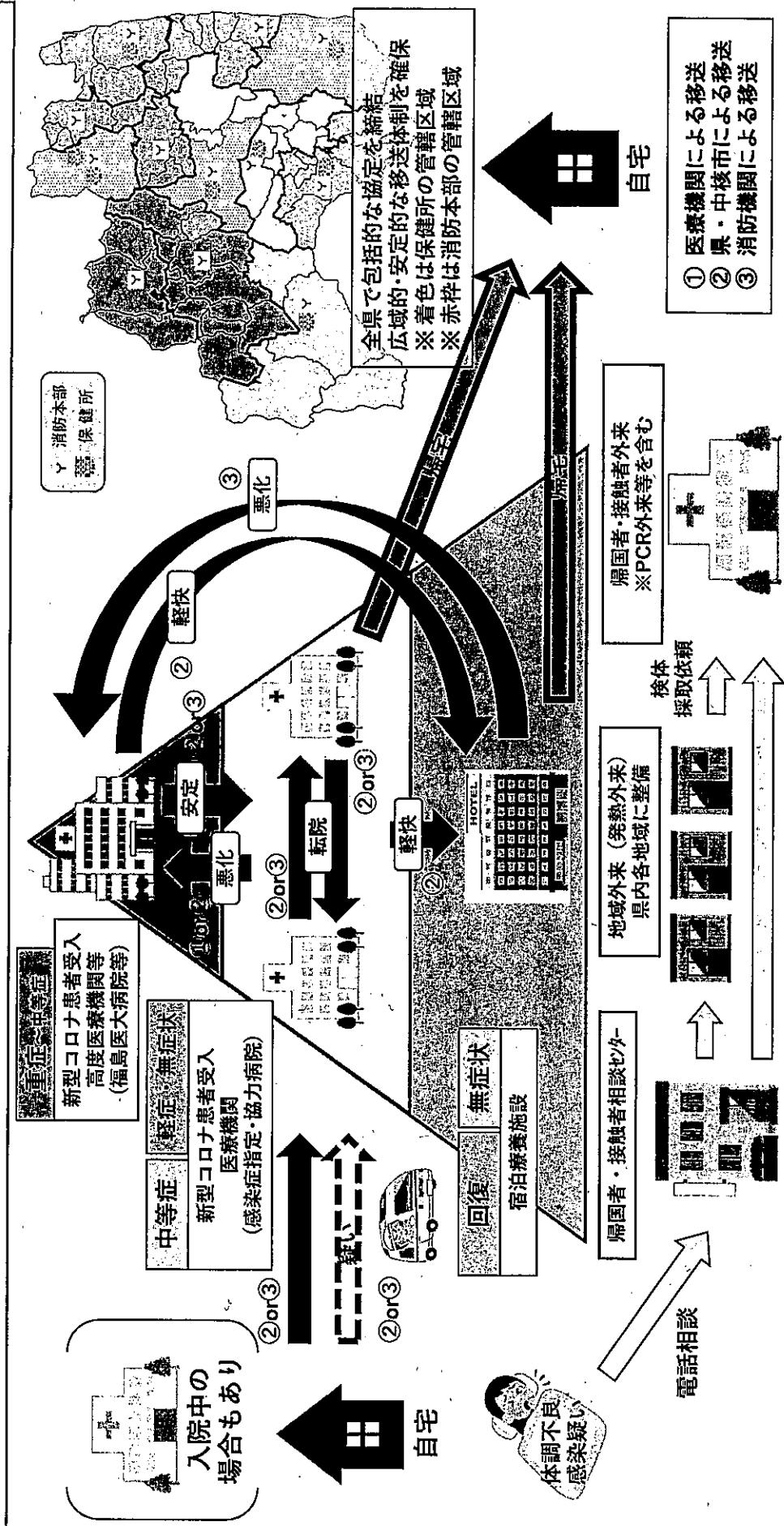
新型コロナウイルス感染症患者の移送体制の強化

新型コロナウイルス感染症患者（疑似症患者を含む）の移送（下記➡及び➡の部分）については、感染症予防法第21条に基づき、県（又は保健所設置市）の業務となつてゐるが、今後の感染拡大を想定して県の移送能力を超える事態が発生した場合においても確実な移送を実施するため、消防機関へ協力要請を行い、県内の全9保健所と12消防機関とが包括的な協定を締結し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保する。

【消防機関に移送（下記➡及び➡の部分）の協力要請を行う対象】

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者における中等症者 及び 軽症者

※ 移送に要する人件費、危険手当、感染防止着・マスク等の資機材、消毒等の費用は、県（又は保健所設置市）が負担



新型コロナウイルス感染症における患者移送の協力に関する協定書

福島県保健福祉部（以下「甲」という。）並びに福島県県北保健所、福島県県中保健所、福島県県南保健所、福島県会津保健所、福島県南会津保健所及び福島県相双保健所（以下「乙」という。）並びに福島市保健所、郡山市保健所及びいわき市保健所（以下「丙」という。）と福島市消防本部、いわき市消防本部、伊達地方消防組合、安達地方広域行政組合、郡山地方広域消防組合、須賀川地方広域消防組合、白河地方広域町村圏整備組合、喜多方地方広域町村圏組合、会津若松地方広域町村圏整備組合、南会津地方広域町村圏組合、相馬地方広域町村圏組合及び双葉地方広域町村圏組合（以下「丁」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第8項に基づく新型コロナウイルス感染症の患者（新型コロナウイルス感染症の疑似症を呈する者を含む。以下「患者」という。）が発生した場合、法第21条の規定に基づき実施する患者の移送（以下「移送」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 県内で同時に複数の患者が発生するなど、甲、乙及び丙の移送能力を超える事態が生じた場合においても、丁の協力を得ることによって県内の安定的な移送体制を構築することを目的とする。

2 甲、乙及び丙は、前項の場合において、丁に対して移送の協力を要請するものとし、丁は人員体制、救急出動の状況等を踏まえ、可能な限り移送に協力するものとする。

（甲、乙及び丙の責務）

第2条 甲、乙及び丙が行う移送は、入院医療機関及び宿泊療養施設の適切な役割分担の下、患者が症状別に必要な医療・療養を受けられる体制を構築していることを踏まえ、乙及び丙の管轄区域内での移送を基本としつつ、症状に応じて高度医療機関・三次救急医療機関への移送のほか、甲が丙の管轄区域に設置した宿泊療養施設から入院医療機関への移送とする。

2 丁が移送に協力する場合、甲、乙及び丙は、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 乙又は丙は、必要に応じて甲と連携の上、移送の実施を決定し、入院医療機関を選定すること。

(2) 乙又は丙は、必要に応じて甲と連携の上、移送する車両に乗車する救急隊員と移送先又は移送元の医療機関の医師とが常時連絡が取れる体制を確保し、当該医師の判断に基づき、移送する車両へ医師を同乗させる等、患者及び第3条に掲げる移送業務に携わる救急隊員を医学的管理下に置くこと。

(3) 乙又は丙は、第3条に掲げる移送業務に携わった救急隊員の健康管理、車両の消毒及び廃棄物の処理を行うこと。

(4) 甲、乙及び丙は、丁の移送に要する費用負担を行うこととし、その具体的な項目は別途定める。

3 甲は、乙又は丙と丁の管轄区域が必ずしも一致しないことを踏まえ、県内全域で円滑な移送が実施されるよう、必要な対応を行うこととする。

（丁の業務内容）

第3条 丁が移送に協力する場合、丁は移送車両を出動させ、甲、乙及び丙と連携の上、次の業務（以下「移送業務」という。）を行うものとする。

- (1) 移送車両への患者の搬入
 - (2) 移送車両からの患者の搬出
 - (3) 移送車両の運転
- (移送に係る資機材等)

第4条 丁が移送に使用する資機材等は、次に定めるところによる。

- (1) 車両は丁が所有する救急自動車（以下「移送車両」という。）とする。
- (2) 移送に必要な資機材（移送車両及びストレッチャーを除く。）及び装備（防護服を含む。）は甲、乙又は丙が丁に提供する。
- (3) 丁は移送車両について、甲、乙又は丙の指導の下、事前に感染拡大防止のために必要な措置をとる。

(訓練等の実施)

第5条 乙又は丙と丁は、事前に協議した上で、移送業務の訓練、研修等を行うよう努めるものとする。

(事故等発生時の対応)

第6条 甲、乙又は丙の協力要請に基づき丁が移送業務を実施する際に交通事故等が発生した場合は、丁の故意又は重大な過失がある場合を除き、甲、乙又は丙が当該事故を処理する。

(協定の期間)

第7条 この協定の期間は、この協定の成立の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の期間が終了する日の30日前までに甲、乙、丙又は丁から解除の申し出がないときは、この協定の期間は1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(補則)

- 第8条 この協定中、費用負担に関する事項については令和2年4月1日から適用する。
- 2 この協定中、第2条第2項第4号の費用負担、第6条の事故処理に関する事項については、乙を保健福祉事務所と読み替えるものとする。
 - 3 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関する疑義については、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書22通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

令和2年6月 日

甲 住所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏名 福島県保健福祉部長 戸田 光昭

乙 住所 福島県福島市御山町8番30号
氏名 福島県県北保健所長 加藤 清司

福島県県北保健福祉事務所長 加藤 清司

住所 福島県須賀川市旭町153番1
氏名 福島県県中保健所長 笹原 賢司

福島県県中保健福祉事務所長 笹原 賢司

住所 福島県白河市郭内127番地
氏名 福島県県南保健所長 河原 啓二

福島県県南保健福祉事務所長 河原 啓二

住所 福島県会津若松市追手町7番40号
氏名 福島県会津保健所長 小谷 尚克

福島県会津保健福祉事務所長 小谷 尚克

住所 福島県南会津郡南会津町田島
字天道沢甲2542番地の2
氏名 福島県南会津保健所長 小谷 尚克

福島県南会津保健福祉事務所長 小谷 尚克

住所 福島県南相馬市原町区錦町一丁目30番地
氏名 福島県相双保健所長 伊藤 理

福島県相双保健福祉事務所長 佐藤 敬

丙 住所 福島県福島市森合町10番1号
氏名 福島市保健所長 中川 昭生

住所 福島県郡山市朝日二丁目15番1号
氏名 郡山市保健所長 塚原 太郎

住所 福島県いわき市内郷高坂町四方木田191
氏名 いわき市保健所長 新家 利一

丁 住所 福島県福島市天神町14番25号 氏名 福島市消防本部消防長 菅野 辰之

住所 福島県いわき市平字正内町22番地 氏名 いわき市消防本部消防長 猪狩 浩二

住所 福島県伊達市保原町大泉字大地内93番地1 氏名 伊達地方消防組合管理者 須田 博行

住所 福島県二本松市上竹二丁目172番地 氏名 安達地方広域行政組合管理者 三保 恵一

住所 福島県郡山市堂前町5番16号 氏名 郡山地方広域消防組合管理者 品川 萬里

住所 福島県須賀川市丸田町153番地 氏名 須賀川地方広域消防組合管理者 橋本 克也

住所 福島県白河市立石山15番地1 氏名 白河地方広域市町村圏整備組合管理者 鈴木 和夫

住所 福島県喜多方市字屋敷免3958番地 氏名 喜多方地方広域市町村圏組合管理者 遠藤 忠一

住所 福島県会津若松市中央三丁目10番12号 氏名 会津若松地方広域市町村圏整備組合管理者 室井 照平

住所 福島県南会津郡南会津町田島字西上川原乙65番地 氏名 南会津地方広域市町村圏組合管理者 菅家 三雄

住所 福島県相馬市中村字北町63番地の3号 氏名 相馬地方広域市町村圏組合管理者 門馬 和夫

住所 福島県双葉郡富岡町小浜553番地1 氏名 双葉地方広域市町村圏組合管理者 伊澤 史朗